

書 評

『インシュアテックをめぐる法的論点』

吉澤卓哉(京都産業大学教授) 著

何年も前になるが、インシュアテックという言葉を初めて聞いた時には、若干違和感があった。フィンテックとインシュアランスを無理やり結び付けたというような感覚があったのであ

る。それが最近では、インシュアテックはだいぶ人口に膾炙(かいしゃ)するようになったと感じており、当初の違和感もなくなった。

評者は現在、損害保険事業総合研究所が主催する損害保険講座の講師として「損害保険市場論」を担当しているが、昨年度のレポートテーマとして、損害保険業界が現在の

年齢だったが、2番目とした。受講生は損保会社の若手社員が中心だが、彼らの業務にとってインシ

ックの進展による保険や保険業の変容に関して、当面問題となる、あるいは問題となり得る保険法や保険業法の論点について検討するものである。このような論点を検討するものとして、著者は以前に『インシュアテックと保険法』(保険毎日新聞社、2020年)を刊行しており、評者も同書の書評を執筆している

しい項目を加えており、その加えられた部分が本書の約半分を占めているところから、新たな書籍として刊行されている。前著で取り上げた項目は、P2P保険(本書第1章)、インテックス保

直面している課題から一つ取り上げて論じるようにという出題をした。ここで最も多くの受講生が選択したテーマは少子高

ユアテックが身近なものになっており、保険事業にとつて大きな課題だと認識しているのだろう。本書は、インシュアテ

る。本書ではいずれの項目についても前著から大幅に加筆されているが、各部分の結論は基本的に前著から変わっていない。なお、この中でもP

にさまざまな側面を持つており、その意味で、本書によってインシュアテックに関する法的論点が網羅されたとはいえない。その意味で、本書は保

が乏しく、従って、本書はこの分野のフロンティアといえ、学界におけるこれからの議論の起点となることが期待される。

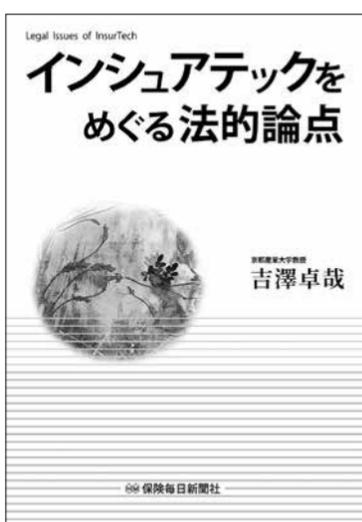
【評者】 佐野 誠 (福岡大学名誉教授)

る。本書ではいずれの項目についても前著から大幅に加筆されているが、各部分の結論は基本的に前著から変わっていない。なお、この中でもP

にさまざまな側面を持つており、その意味で、本書によってインシュアテックに関する法的論点が網羅されたとはいえない。その意味で、本書は保

が乏しく、従って、本書はこの分野のフロンティアといえ、学界におけるこれからの議論の起点となることが期待される。

が乏しく、従って、本書はこの分野のフロンティアといえ、学界におけるこれからの議論の起点となることが期待される。



Legal Issues of InsurTech  
インシュアテックをめぐる法的論点  
吉澤卓哉  
保険毎日新聞社

優れた想像力・洞察力での確な論点設定

が、本書ではこの議論を踏まえた上でのさらなる検討がなされており、これにより学界での議論の深掘りが期待される。一方、本書で追加された新しい項目は以下のとおりである。まず、第3章ではスマート・コントラクト保険を取り上げて、契約上の論点や問題点を分析している。ここでいうスマート・コントラクトとは、契約締結や契約履行がコンピュータで自動化された契約をいい、本書によれば、保険契約に導入された例として震度連動型地震諸費用保険などがあるとする。次に第5章では、保険引受におけるビッグデータのAI分析の利用の問題を取り上げている。ここでは、このビッグデー

インシュアテックは実

る。それが最近では、インシュアテックはだいぶ人口に膾炙(かいしゃ)するようになったと感じており、当初の違和感もなくなった。

評者は現在、損害保険事業総合研究所が主催する損害保険講座の講師として「損害保険市場論」を担当しているが、昨年度のレポートテーマとして、損害保険業界が現在の

年齢だったが、2番目とした。受講生は損保会社の若手社員が中心だが、彼らの業務にとってインシ

ックの進展による保険や保険業の変容に関して、当面問題となる、あるいは問題となり得る保険法や保険業法の論点について検討するものである。このような論点を検討するものとして、著者は以前に『インシュアテックと保険法』(保険毎日新聞社、2020年)を刊行しており、評者も同書の書評を執筆している

しい項目を加えており、その加えられた部分が本書の約半分を占めているところから、新たな書籍として刊行されている。前著で取り上げた項目は、P2P保険(本書第1章)、インテックス保

が乏しく、従って、本書はこの分野のフロンティアといえ、学界におけるこれからの議論の起点となることが期待される。